製造産業局　化学物質管理課
03-3501-0080

ロッテルダム条約事務局経費分担金

令和３年度予算額 0.1億円（0.1億円）

事業の内容

事業目的・概要

- ロッテルダム条約とは、有害な化学物質の潜在的な害から人の健康及び環境を保護するため、有害化学物質等の輸出入について、情報に基づく事前の同意（PIC: Prior Informed Consent）を輸入国から得ることを義務化するものです。
- 対象物質の追加等に関し、我が国も締約国会議等の議論に参加しています。
- ロッテルダム条約事務局が実施する条約対象物質の情報交換及び追加・削除手続、条約対象候補物質の有害性情報等の検討、開発途上国等に対する技術支援等の取組に対し、我が国も締約国の一国として応分の負担をし、化学物質の適正な輸出入管理を行うための国際的取組を進め、化学物質を安全に安心して使用できる社会を構築します。

成果目標

- 平成17年度からロッテルダム条約事務局に分担金を支出しており、条約への参加及び適正な化学物質の輸出入管理を行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 分担金 → ロッテルダム条約事務局

事業イメージ

化学物質の国際貿易における情報交換を促進することで健康及び環境を保護します

締約国（161か国）において化学物質の規制措置

- 事務局へ通報 → 締約国会議で条約対象物質の追加を決定 → 輸出する締約国は事前に輸入国の意思を確認
- 輸出に際し、事前に輸入国へ有害性情報等を通報